

# 令和8年度 第1回陸別町学校運営協議会

日 時：令和8年6月3日（水）午後6時30分より

場 所：陸別町庁舎 3階 第3会議室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 委嘱状交付

### 3 教育長あいさつ

### 4 出席者 自己紹介

### 5 会長及び副会長選出

会長 \_\_\_\_\_ 副会長 \_\_\_\_\_

### 6 会長あいさつ

### 7 議 事

#### 1) 報告・説明事項

- ① 学校運営協議会について
- ② 陸別町の小中一貫教育について

#### 2) 審議・決議事項

- ① 学校運営に関する基本方針について
  - ・ 陸別小学校の学校運営方針
  - ・ 陸別中学校の学校運営方針

#### 3) 協議事項

- ① 「誰もが通いたい学校」の実現に向けて
  - ・ 学校関係者評価を生かした取組について
  - ・ 子どもたちを、学校を、応援するさらなるアイデア

### 8 連絡・その他

### 9 閉 会

## 1) 学校運営協議会・地域学校協働本部の概要について

### 【学校運営協議会】

#### ○何をするとところか？

- 主な役割として
- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認します。
  - ②学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができます。
  - ③学校の運営状況等について、毎年度評価を行います。

#### ○位置づけは？

地域とともにある学校づくりを進める学校の応援団

#### ○どのようなことについて話し合う？

目指す学校像に向けて、学校の取組について理解を深め、意見を出したり、それぞれの立場や地域でどのような支援ができるかのアイデアを考えます話し合い、意見をまとめます。まとめた結果を地域学校協働活動に反映させていきます。

### 【地域学校協働本部】

#### ○どんな組織か？

地域学校協働活動を推進する体制をいいます。

地域学校協働活動とは、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互に連携・協働して行う活動です。

地域学校協働本部は、地域の教育力を生かした授業を各学校で推進しています。一般的な活動例として次のことが挙げられます。

- ①学校支援活動      ②土曜日の教育活動（土曜授業とは別です）
- ③放課後子ども教室（学童保育所とは別です）      ④家庭教育支援活動
- ⑤地域社会における地域活動など

＊陸別町の場合は、学校運営協議会と地域学校協働本部が一体となっています。

地域学校協働本部は、学校運営協議会で協議された意見を具体化する組織となります。

学校運営協議会の十分な協議の上での意見を反映された活動を目指します。

地域の教育資源

ヒト・モノ・コト

を活用した

# 「りくべつ学」年間実施予定表

| 小 学 校 |              |     | 中 学 校 |           |     |
|-------|--------------|-----|-------|-----------|-----|
| 月     | 単 元 名        | 学年  | 月     | 単 元 名     | 学年  |
| 4     | たてわり活動①      | 全   | 4     | 修学旅行      | 3   |
|       |              |     |       | タブレット活用学習 | 1   |
| 5     | 1年生を迎える会     | 全   |       |           |     |
|       | 交通安全教室       | 全   |       |           |     |
|       | 陸別町たんけん①     | 2   |       |           |     |
|       | 十勝の作物 10～12月 | 全   |       |           |     |
| 6     | 陸別町たんけん②     | 2   | 6     | 野外体験      | 1   |
|       | 宿泊学習         | 5   |       | 進路学習      | 2・3 |
|       |              |     |       | 交通安全教室    | 全   |
| 7     | プログラミング      | 3～6 | 7     | 宿泊研修      | 2   |
|       | 森林教室         | 4   |       | ネットモラル教室  | 全   |
|       | 修学旅行         | 6   |       |           |     |
| 8     | 乗馬体験         | 5   | 8     | 議員講話      | 全   |
|       | 水泳～8月        | 全   |       |           |     |
| 9     | 高速道路見学       | 1・2 | 9     | 議会傍聴      | 2・3 |
|       | 陸別町たんけん③     | 2   |       | 模擬議会事前学習  | 3   |
|       | 毛筆           | 全   |       |           |     |
|       | JICA国際交流     | 3～6 |       |           |     |
| 10    | 陸別町調べ①       | 3   | 10    | 着物着付      | 1   |
|       | 天文台学習        | 4   |       | 模擬議会      | 3   |
|       | 身近な環境問題      | 4   |       | しらかば苑訪問   | 全   |
|       | 陸別歴史調べ       | 4   |       | 関寛斎（講話）   | 3   |
|       | 木やり太鼓        | 5・6 |       | 関寛斎資料館見学  | 1   |
|       |              |     |       | しめ縄作り     | ボラ  |
|       |              |     |       | 職場体験      | 2   |
|       |              |     |       | 高速道路見学    | 1   |
| 11    | 酪農体験         | 3   | 11    | 保育実習      | 3   |
|       | 大学出前授業       | 5・6 |       | 雅楽        | 3   |
|       | 郷土資料館見学      | 4   |       | 大学出前授業    | 1・2 |
|       | たてわり活動②      | 全   |       | 日本一寒い町    | 3   |
|       | 読み聞かせ        | 1・2 |       |           |     |
| 12    | きりん組と交流①     | 1   | 12    | 薬物乱用防止教室  | 全   |
|       | 陸別町調べ②       | 3   |       | 関寛斎（講話）   | 2   |
|       | しばれ出前        | 5   |       | 調理実習      | 2   |
|       | 陸小まつり～2月     | 全   |       |           |     |
| 1     | 身近にある福祉～2月   | 3   |       |           |     |
|       | 日本や世界の環境問～2月 | 4   |       |           |     |
| 2     | しばれフェスティバル   | 5・6 | 2     | 天文台学習     | 2   |
|       | 6年生を送る会～3月   | 全   |       | 小6相談室     | 1   |
|       | きりん組と交流②     | 1   |       | 町長講話      | 3   |
|       | 陸別検定         | 5・6 |       | JA食育      | 3   |
|       |              |     | 毎水    | タイピング練習   | 全   |

## 令和8年度陸別町学校運営協議会年間活動スケジュール（予定）

### ○第1回陸別町学校運営協議会【6月3日】

- 学校運営協議会の概要
- 地域学校協働活動（りくべつ学）予定
- 小中一貫教育事業計画
- 今年度の学校運営基本方針の承認
- 協議（熟議）：「誰もが通いたい学校」の実現を目指した取組  
～昨年度の学校関係者評価結果をいかして～

### ○第2回陸別町学校運営協議会【10月中旬】

- 学校運営協議会状況報告
- 地域学校協働活動（りくべつ学）実施状況報告
- 小中一貫教育事業実施状況報告
- 学校運営中間総括（前期学校評価結果から）
- 協議（熟議）：「誰もが通いたい学校」の実現を目指した取組  
～中間報告と今後の活動～

### ○第3回陸別町学校運営協議会【3月上旬】

- 学校運営協議会状況報告
- 地域学校協働活動（りくべつ学）実施状況報告
- 小中一貫教育事業実施状況報告
- 今年度の学校運営（教育活動）を振り返って
- 学校関係者評価

## 学校教育活動の可視化

### ○学校訪問【4月～3月】

- 学校に来て、見て、知ってもらう。年1回でも可能であればお願いいたします。  
（参観日や学校行事など）

### ○学校行事の案内（運動会・体育祭、学習発表会・文化祭など）

### ○学校だよりの配布

令和7年度 陸別町学校運営協議会「学校関係者評価」集計報告から

【観点①】目指す学校像「誰もが通いたい学校」の実現について

○具体的提案・アイデアから

・心の教育：いじめ防止について、生徒会の活動に加え、心理学（集団心理等）の専門講義を取り入れてはどうか。

\* 令和8年度 陸別中学校の取り組み

・近年、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しており、心の健康や人間関係づくり、自己理解の重要性が高まっていると感じております。心理学的な視点を学ぶことは、生徒自身のストレス対処能力やコミュニケーション力の向上にもつながる可能性があり、大変意義のあるご提案であると受け止めております。

スクールカウンセラーや外部専門家との連携、総合的な学習の時間や特別授業の活用など含め、実施の可能性について前向きに検討してまいります。

まずは、生徒の発達段階に適した内容や実施方法について情報収集を進め、教育活動の中でどのように活かせるか研究してまいります。

今後とも、本校教育活動へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和8年4月8日

保護者の皆様へ

陸別町教育委員会教育長 有田勝彦  
陸別町立陸別中学校長 川端将由

学校と家庭のよりよい連携のためのお願い（校務運営へのご理解とご協力）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対し、多大なるご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。さて、本校では「子どもたち一人一人に寄り添った質の高い教育」を継続していくため、教職員が心身ともに健康で、日々の授業準備や生徒指導に専念できる環境づくり（学校における働き方改革）を推進しております。

教職員がゆとりを持って子どもたちと向き合うことは、教育活動の充実、ひいては子どもたちの健やかな成長に直結するものと考えております。

つきましては、保護者の皆様との円滑な連携と、安心・安全な教育環境の維持のため、以下の通りご連絡やご相談に関するルールを定めさせていただきました。何卒、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

## 記

### 1 学校へのご連絡・ご相談について

- ・お電話での対応は、原則として平日7時50分から17時までとさせていただきます。
- ・時間外にいただいたご連絡につきましては、翌開校日以降に順次対応させていただきます。

### 2 面談の実施について

- ・十分な相談時間を確保し、落ち着いてお話を伺うため、面談をご希望の際は事前にご連絡をお願いいたします。
- ・面談は原則として勤務時間内に行い、1回あたり30分程度を目安としてご協力をお願いいたします。
- ・ご相談内容に応じ、複数の教職員で組織的に対応させていただく場合がございます。

### 3 ご相談内容への対応と記録について

- ・お伺いした内容は、事実関係を正確に把握し、より適切な支援・対応を行うため、必要に応じて記録・共有させていただきます。
- ・内容の確認や検討が必要な事案については、後日改めて回答させていただく場合がございます。

### 4 円滑な連携のためのお願い

- ・子どもたちの健やかな成長のため、学校と家庭が協力していくことを大切にしたいと考えております。
- ・互いの立場を尊重し、冷静かつ建設的な対話を通じた解決にご協力をお願いいたします。

今後とも、子どもたちの輝く未来のために、保護者の皆様とともに歩んでまいりたいと考えております。引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

# 部活動大会等におけるスクールバス移動時の安全管理要項

## 1 目的

本要項は、陸別中学校生徒が部活動の大会等へ参加する際のスクールバスによる移動について、安全確保を図るとともに、教職員の働き方改革の観点を踏まえ、適切な移動体制を整えることを目的とする。

## 2 基本的な考え方

- (1) 大会会場における活動は、顧問教員の引率のもと学校管理下で行う。
- (2) スクールバスによる移動については、安全管理体制を整えたうえで、教員が同乗しない場合がある。
- (3) 生徒の安全確保を最優先とし、保護者及び関係者と連携した体制を構築する。

## 3 移動時の体制

- (1) 乗車名簿及び緊急連絡先を記載した「連絡シート」を作成し、バス運転手が携行する。
- (2) 出発時は、保護者代表が乗車生徒の人数確認を行う。
- (3) 大会会場では顧問教員が生徒を迎え、到着後の状況を確認する。
- (4) 会場出発は、顧問教員が人数確認を行った後、バスを出発させる。
- (5) 帰校時は、保護者が到着後の生徒の状況を確認する。

## 4 緊急時の対応

- (1) 移動中に事故・体調不良等の緊急事態が発生した場合、バス運転手は速やかに顧問教員へ連絡する。
- (2) 顧問教員は連絡を受け次第、必要に応じて学校管理職及び保護者へ連絡し、対応を行う。
- (3) 大会実施時間帯においては、顧問教員が速やかに連絡を受けられる体制を整える。

## 5 保護者への周知

本体制については、年度当初に保護者へ文書等により周知し、理解と協力を得るものとする。

## 6 その他

本要項に定めのない事項については、校長の判断により安全確保を最優先として対応する。

## ○陸別町学校運営協議会規則

平成 31 年 3 月 15 日 教育委員会規則第 2 号

令和 2 年 3 月 3 日改正(令和 2 年 4 月 1 日施行)

教育委員会規則第 4 号

令和 8 年 4 月 23 日改正教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、陸別町立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第 2 条 協議会は、地域住民、保護者その他の学校の運営に資する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進し、地域とともにある学校づくりを進めることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第 3 条 陸別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置する。ただし、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条の 9 第 1 項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合は、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第 4 条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。この場合において、協議会は、個々の具体的な権限の行使のあり方及び内容について承認をするものではない。

(1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 学校と地域住民等との連携による教育の充実に関すること。

(4) その他対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第 5 条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校、家庭及び地域の連携促進)

第 6 条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民の理解、協力、参画等が促進されるための協議を行うものとする。

(学校運営等に関する評価)

第7条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第8条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

（1）対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。

（2）対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

（組織）

第9条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、対象学校の校長のほかに、次の掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

（1）対象学校の児童又は生徒の保護者

（2）地域住民

（3）対象学校の運営に資する活動を行う者

（4）前3号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

（委員の任期）

第10条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（守秘義務等）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

（2）協議会又は対象学校の運営に著しく支障を及ぼす行為

（3）その他委員としてふさわしくない行為

（会長及び副会長）

第12条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任命後、最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

（会議の公開）

第14条 会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第 15 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

（委員の解任）

第 16 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委員を解任することができる。

（1）第 12 条の規定に違反したとき。

（2）委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

（3）その他解任に相当する事由が認められたとき。

（庶務）

第 17 条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

（補則）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 8 年 4 月 23 日から施行する。